

# 「第3期障害者計画(後期計画)、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画(素案)」へのパブリックコメントと市の見解(案)

|   |     | 意見・要望等の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 市の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | (1) | 国全体で社会保障の枠と予算が膨らんでいく中、障がい者福祉においては（済みません、障がい福祉しか知らないもので）例えば支援区分が適正に出ているか、というところに少し疑問を持ちます。事業者としては区分が高い方が報酬も高く経営的には助かるのですが、明らかに区分が高過ぎる方も見受けられます。小さい事業所、小さい世界での判断となってしまうのも重々承知です。他自治体では区分が小さく出過ぎで再考を・・・と意見させて頂くこともあるのですが、羽曳野市に関しては逆にもう少し軽く判定されても大丈夫ですよ、とお伝えしたくなる方もおられるように思います。こればかりは総合的な判断もあるでしょうし、何より事業所のモラルでもあるわけですが・・・。サービスに関して軽すぎる判断での受け入れて福祉の安売りをする気もないですが、高過ぎる判断で限られた予算の無駄遣いになってしまうのもなあ・・・と感じます。 | 「障害支援区分」の認定について、障害者の状態を正しく反映していない方がいるのではないかとのご意見です。「障害支援区分」は、「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもの」とされており、具体的には障害福祉サービスの支給決定における公平性及び透明性を確保し、支給決定の勘案事項とされるとともに、報酬の設定や一部サービスの利用要件として用いられています。しかし、介護保険における介護認定とは異なり、利用できるサービス量を制限するものではありません。また、現在の「障害支援区分」は、障害者自立支援法施行時から導入されていた「障害程度区分」の認定に係る認定調査項目等の見直しにより、前記の「標準的な支援の度合い」を示すうえで、従前の「障害程度区分」の認定よりも、より改善されているものとの検証が行われる一方、「二次判定の引き上げ割合に地域差が見られること」等の課題も指摘されています（障害支援区分研修担当者全国会議（平成29年7月3日開催）の（資料1）障害支援区分の現状と取組についてを参照。厚生労働省のＨＰに掲載）。本市においても、審査会におかれる4つの合議体間において「二次判定の引き上げ割合」等の格差が指摘されていますが、そのことのみをもって、適切な審査・判定が行われていないということではありません。認定調査が適切に行われているか、主治医意見書に考慮すべき特記事項が記載されているかなどを含め、引き続き適切な「障害支援区分」の認定ができるよう、改善・努力が求められているものと考えています。                                                                     |
|   | (2) | 生活介護や就労の時間外の日中一時支援を同一施設で認めて頂ければ、と強く願います。利用者さんの要望は多いものの実現出来ず、代わりに移動支援等を使ってしまえば予算的にも日中一時支援よりもかかってしまうと思いますし、利用者さんが暑い中寒い中問わず外を出歩かされている現実もあると思います。特に言葉でのコミュニケーションが苦手な方は。更に公共交通機関で不安定になられる方はひたすら歩くしかない、というのもニーズにマッチングしていないのでは、と感じます。                                                                                                                                                                      | 生活支援事業の一つである「日中一時支援事業」は、「障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息のため、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、日中において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に対応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービス」として位置づけられています。通常の利用方法としては、短期入所事業所に連泊する場合に、日中の時間帯において当該事業所から「日中一時支援事業」の提供を受けることを想定しています。ご指摘のように、一部に生活介護等の日中系サービスを利用した後に、そのまま居宅に帰れば独りとなる場合に居場所を確保する必要がある障害者がおられることはそのとおりだと考えます。しかし、生活介護事業所において、通常のサービス提供時間帯を超えてサービス提供する場合が「延長支援加算」を算定することとなりますので、検討が可能とすれば就労継続支援などの就労系サービス事業所となりますが、当該事業所の受け入れがふさわしいか、また可能かどうかを含め、障害者ごとに具体的に検討すべき課題だと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2 | (1) | 障害福祉サービスの日中活動について<br>・就労継続支援Ａ・Ｂ型事業での利用者工賃引き上げに関しての市の具体的な対応策を講じてください。<br>・サービス量の確保だけでなく、質の確保の為に安心して運営ができるだけの予算支援を市として行ってください。                                                                                                                                                                                                                                                                        | ・計画（素案）では、市内の就労継続支援Ｂ型事業所における工賃目標を設定していますが、その目標額は各事業所の目標額の平均値をとったものとなっています。本市として各事業所が掲げた目標について、直接責任を負うものではありませんが、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく本市調達方針に基づき、障害者就労施設等からの本市の調達実績を引き上げていく取り組みをすすめているところです。なお、現時点においては具体的な調達目標額の設定は行っておりません。また、就労継続支援Ａ型事業所においては利用者の賃金について、最低賃金法の適用を受けることとなっています。<br>・市独自の障害福祉サービス事業所等への人件費補助は考えておりませんが、そのための財源確保は困難です。しかし、介護人材の確保はサービスの質・量ともの充実にとって重要な課題であると認識しており、引き続き国への報酬改善を要望してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|   | (2) | 医療支援の必要な利用者の日中活動について<br>・安心して通所ができる環境を作る為の人材確保の為にシステムを作してほしい。特に看護師などの専門職についてネットワークを作してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 日中系サービスのうち看護職員の配置が求められているのは、生活介護、自立訓練（機能訓練）のみですが、医療現場をはじめ、必要な看護職員の確保が困難な状況であると認識しています。一方で、前記事業所などでの「日中」及び「非常勤」での看護職員の確保は賃金水準等の課題はありますが、医療現場に比して比較的確保しやすい状況にあると考えます。看護職員の人材確保のシステムづくりは、障害福祉分野に限らず公的な課題としても検討すべきものと考えられますが、「登録制」などとした場合に、個人情報保護の問題やシステムを運用する人員確保の課題も生じることから慎重な検討が求められるものです。また、障害福祉サービス事業所で働く看護職員等の交流の場の確保については、事業所として具体的な要望を出していただければ、本市自立支援推進会議において具体的な検討を行うことができるものと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|   | (3) | 福祉人材の育成について<br>・働き方改革を進める為の財政支援を市として考えてほしい。<br>・福祉系大学や専門学校と福祉施設が繋がるようなシステムを作してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ・ご指摘の「働き方改革」の具体的な内容は不明ですが、本市として事業所等への財政支援を行うこと、そのための財源確保は困難です。<br>・一般的に学生が福祉施設で教育実習を行うことが考えられますが、福祉系の大学・専門学校で学んだ学生が卒業後必ずしも福祉関係施設に就職するとは限らない状況があることが指摘されています。ご要望の趣旨は、こうした現状を踏まえ、福祉を学んだ学生が、福祉職場に就労することを選択できるためのシステムづくりと考えますが、一旦就労した職場をやめざるを得ない現状を改善することも重要な課題だと考えます。いずれにしても、本市だけでは困難な課題であり、介護人材の確保と処遇改善などでの国の施策充実にむけ、引き続き要望してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|   | (4) | 障害者の権利条約を市としてどう計画に取り入れるのかを具体的に示してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 国は、障害者権利条約の批准に当たって、障害者基本法をはじめとした国内法を整備しました。計画（素案）の第1部の第1章の「計画の策定にあたって」において、こうした経過及び計画の趣旨等を記載しており、計画（素案）に盛り込まれた取り組みが障害者権利条約の具体化であるとも言えます。しかしながら、障害者権利条約に謳われた課題を実現するには、まだまだ不十分であることをご指摘だと受け止めておりますので、今後も「共生社会」の実現に向け、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別」の解消、行政機関等及び事業者による「合理的配慮の提供」や市民啓発の促進を含む障害福祉施策などの当該計画（素案）に掲げた諸施策の充実に努めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3 | (1) | 通園・通学の大変さについて<br>毎日のことなので、家族の負担が大きいことがアンケートに出ている。子どもに障害があっても働きたい親が多くなっているのに、これに対するサービスがないので、創設が望まれる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 障害児の通園・通学に当たっては、原則として保護者等が対応すべきものと考えられます。保護者等が送迎できない場合は、通園・通学している園・学校等が「合理的配慮」の提供を行うことが求められております。現在、障害児の通園・通学に関し、保護者自身が障害者又は急病等で対応できない場合や通学方法を児童が覚えるまでの短期的な支援として障害福祉サービス等が利用できますが、通年を通じて通園・通学を保障するための障害福祉サービス等ではなく、そうしたサービスの創設は検討課題ではありますが、現時点での実現は困難な課題です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|   | (2) | 放課後デーについて<br>発達段階や発達課題に応じた専門的なサービス提供が行われるように指導援助が必要と考える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成24年度の放課後等デイサービスの創設後、事業参入を促すために事業を実施するための運営基準等の水準が低く設定されたため、本市においても事業者数の急増と、それに合わせて利用者数が増加しています。そうした状況の中で、放課後等デイサービスが単なる児童の居場所になっていることや事業者のサービス内容・水準に大きな格差があり、「児童の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを図る」役割を果たせていないとの指摘がなされ、国は平成27年4月に「放課後等デイサービスガイドライン」を作成し、質の向上に取り組むとともに、平成29年4月に人員配置基準等の見直しを行い、①児童発達支援管理責任者の実務経験年数の見直し、②配置職員のうち「児童指導員又は保育士」の割合を半数以上にすること、③放課後等デイサービスガイドラインの遵守と自己評価結果の公表の義務付け、などを行いました。本市においても、放課後等デイサービスの質の向上のため、地域自立支援推進会議の取り組みとして市内及び近隣の放課後等デイサービス事業所に呼びかけ、業務内容の交流や研修等を実施しているところです。                                                                                                                                                                                                                                                                |
|   | (3) | 保育所等訪問支援について<br>事業所が1つしかないためか、利用がすくない。サービスが利用できるよう事業所を増やすなどして体制を確保し、発達支援につなげるべきでないのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ご指摘のとおり「保育所等訪問支援」の利用者数が第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）における見込量を下回っています。本市としても、「市内に1つしか事業所がないこと」がその要因の一つであると考えており、計画素案（P.52）において「保育所等訪問支援の提供体制が不足していることなど、引き続き体制整備の充実が課題となっています。」との認識を明確にし、P.127において「関係機関やサービス提供事業者と連携し、実施体制の確保を図ります。」との方策を記載しており、今後も当該サービス事業所の人員増や事業所増が図れるよう、必要な働きかけをすすめてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|   | (4) | 障害児相談支援について<br>重度障害については、医療との連携も重要であるが、人格を育てる専門的な支援こそが必要である。また、障害が分からない段階でも、気軽に相談が受けられる相談窓口が必要であり、その情報提供や日常支援できる体制が小学校校区に必要。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 計画（素案）P.2において、国が「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現構想を打ち出し、施策展開をすすめていることを記載しています。本市においては、高齢者に係る地域包括システムの確立をめざした「ふれあいネット雅び」が小学校区単位に組織され、現在では高齢者に加え、障害者や子どもなど支援を必要とする方を対象とした取り組みに広がってきています。また、第3期地域福祉計画（平成28年度から5年間）では、住民と行政、専門機関が協働して、制度と制度の狭間に落ち込む人を生み出さないための重層的なネットワークとして「ささえあいネットはびきの」構想を位置づけ、第1層として小学校区単位に組織されている「ふれあいネット雅び」を位置づけているところです。現在、障害児相談支援の窓口として、市の機関としては保健センター、こども課、福祉支援課の窓口があるほか、一般相談事業を委託している事業所が4事業所、指定障害児相談支援事業所が前記の1事業所を含む5事業所があり、その他に児童発達支援センターをはじめとした児童通所支援事業所が18ヶ所（平成30年1月現在）ありますので、それらが連携を図りながら、保護者等が気軽に相談できる体制整備が求められていることはいうまでもありません。計画（素案）P.61において「障害のある方が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、障害のある方やその家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られるよう、情報提供の充実が求められています。」とし、具体的な施策の内容を記載していますので、ご指摘の点を踏まえて施策をすすめてまいります。 |
|   | (5) | 療育・就学前教育の充実<br>障害があるからこそ、どの成長段階にあっても、切れ目のない継続的な支援が必要。生まれてから成人まで、ずっと寄り添っていける信頼関係を築ける専門職の配置が必要。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 「切れ目のない継続的な支援」の必要性はご指摘のとおりです。しかし、「生まれてから成人まで、ずっと寄り添っていける信頼関係を築ける専門職の配置」の趣旨が「同じ専門職員による支援」ということであれば、事実上不可能なものとなります。対応する専門職員が退職・異動等により変わったりすると、引き続き利用者・家族等との信頼関係を築けるよう努めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|   |     | 意見・要望等の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                | 市の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | (6) | 地域就労について<br>生産性を求める就労を重視するのではなく、働くことに生きがいを見いだせる就労を支援できるような事業所やサービス体系が望まれる。                                                                                                                                                                                                               | 障害福祉サービスである就労移行支援及び就労継続支援事業は「生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を提供する」ものと位置づけられていますので、決して「生産性を求める就労を重視する」ことはありません。ただし、国においては就労継続支援Ａ型事業所において「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」とするなどの運営基準の見直しを行いましたので、当該事業所においては、最低賃金法の適用を受ける雇用契約を締結した利用者の賃金を支払うための利益を確保することが求められております。そのうえで、事業所としての仕事の確保は重要な課題となりますが、前述のとおり事業所からの必要な訓練等の提供により利用者の「知識及び能力の向上」が図られた結果として、生産性の向上が得られるものであるといえます。新たなサービス体系の創設をとのご指摘ですが、現行の福祉就労制度においても利用者が「働くことに生きがいを見いだせる」ことは十分に可能であると考えられます。                                                                                                                                                                                                              |
|   | (7) | 児童発達支援センター<br>羽曳野市は１か所あるが、この事業所は、３市が対象なので、まだまだ受け入れが限られている。放課後デーなどとサービス事業所との連携や保育所、学校などとの連携も密にしていくべき課題はあるが、市内に１か所では限界がある。市としても臨床心理士の正規職員を雇用してチーム体制を確保し体制の充実を求める。                                                                                                                          | 本市に所在する児童発達支援センターは、ご指摘のとおり近隣を含む３市がサービス提供地域として位置づけられているため、当該施設の利用を希望する児童を全員受け入れるのは困難であると考えられます。そのうえで、市が臨床心理士の資格を持った正規職員を配置し、当該児童発達支援センター等との連携体制を強化すべきとのご指摘です。<br>「臨床心理士」とは、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”といわれ、その活動領域は、教育、医療、司法、福祉、産業など多岐にわたります。福祉分野では児童相談所や療育施設などの様々な施設に勤務し、利用者をその心理的側面から支援しています。<br>本市の保健・福祉関係職場では、こども課に２名、保健センターに１名が配置されており、いずれも嘱託職員となっています。正規職員での配置とのご要望ですが、検討課題として受け止めさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|   | (1) | 障害福祉サービスの利用状況と利用意向<br>・サービスを利用したい人が潜在的ニーズが高い、特に知的障害のある人のニーズが多く、今後重点的に整備していく必要があると考えられるとのことですが、どう整備するのか具体的にしてください。<br>・施設入所についても入所者数を削減する目標となっていますが、ニーズとしてはあると思われます。重点的に整備してください。                                                                                                         | ・「サービス利用を望む潜在的ニーズが高いこと」は、計画（素案）P.16のアンケート結果にも示されています。ニーズがあっても利用に結びついていない理由が、必ずしも事業所の不足にあるとは限りませんが、計画素案ではこうしたニーズ等も踏まえて障害福祉サービス等の見込量を設定し、不足していると考えられるサービス事業所の整備の必要性についても言及しています。しかしながら、サービス事業所の整備のための市独自の財源確保は困難な状況であり、民間事業者に対し積極的な事業参入を促すこととともに、国に対し福祉施設整備補助金の増額を求め、施設整備において国の施設整備費等の補助金活用希望があれば、市として必要な支援を行っているのが現状です。今後、さらにこういった取り組みができるのか検討をすすめていきます。<br>・施設入所者の削減目標は、計画（素案）P.95にある「福祉施設の入所者の地域移行への移行」に係わり、国の基本方針と大阪府の示す目標設定の基準にそって掲げているものです。本市としては、ご指摘のように福祉施設からの入所者の地域移行をすすめたとしても、一方で新たに施設入所の待機者も多数いることから一律的な削減目標の設定は道理が通らない旨の指摘を行っているものの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条において「基本方針に即して」計画を作成しなければならないことや大阪府との事前協議や大阪府の計画との整合性が必要であることから当該目標設定をしているものです。本市としては当該成果目標を設定しますが、あくまでも地域移行が可能な利用者への支援を行うものであることや入所待機者が施設に空床ができた場合には入所に必要な支給決定を行うものです。なお、新たな入所施設の整備は国の基本方針のもとで困難な課題です。 |
|   | (2) | 福祉施設の入所者の地域生活への移行<br>移行先がグループホームであるならば、安心して暮らせるよう安定した運営ができる予算、人員配置をしてください。<br>現在でも、重度の障害のある人もグループホームで生活されています。                                                                                                                                                                           | 施設入所者の地域生活の拠点が必ずしも共同生活援助事業所（グループホーム）とは限りませんが、その多くがグループホームを生活の場とすることが考えられます。グループホームとして入居者への適切な支援をしていく上で、必要な世話人・生活支援員などの人員の配置に加え、必要な知識と経験等を持った人材の育成・確保が望まれるものです。そのため、現在の報酬単価では不十分であることは本市としても認識していることから毎年、市長会等を通じて報酬の改善を求めているところです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|   | (3) | 福祉就労施設の工賃の増額<br>優先調達推進法に基づき、市内の事業所に発注してもらえよう庁内に更なる啓発をしてください。<br>各事業所作業内容をリストにして配るなどして、発注しやすくしてください。                                                                                                                                                                                      | 本市においては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく本市調達方針に基づき、障害者就労施設等からの本市の調達実績を引き上げていく取り組みをすすめており、毎年、全庁に対する方針の徹底等を図っているところですが、そのための限定された予算はなく、市内の福祉就労施設への発注は単価・実績額が少ないのが現状です。こうした中でも、毎年、受注実績額が増加しており、多様な物品等の発注ができるように「共同受注窓口」を活用する場合も多くなっており、平成29年度においては「共同受注窓口」での発注額を通常の随意契約の上限を超えて可能となるよう手続きを行いました。今後も、ご要望を踏まえ、受注件数・額を引き上げていくための取り組みをすすめるとともに、市内においても羽曳野市作業所・施設連絡協議会の協力を得て市内での「共同受注窓口」を設置できるよう、検討をすすめたいと考えています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|   | (4) | 就労継続支援Ａ型<br>就労移行支援を利用して就労に向けて必要な知識及び能力の向上のための訓練を行ってからの利用が望ましくても、最低賃金が得られるので希望する利用者も増えています。<br>事業所が増える中、適切なサービスが提供されていない事例もあるとのことで、その人に応じた就労となるような支援を講じて下さい。                                                                                                                              | 就労継続支援Ａ型事業所は、報酬に加え、障害者雇用に係る国の補助金が生かされることから全国的に事業所数が拡大したなかで、運営内容の改善を図るための運営基準等の見直しが行われました（前記参照）。これにより不適切な運営などをしていた事業所が閉鎖に追い込まれ、多数の利用者が解雇される事態も起こっています。こうした事態が起こらないことはもちろん、事業所が利用者への適切な支援を行えるよう、国の制度・運用のあり方、指定権者である大阪府の指導、援護主体である市町村の支援等のあり方が問われています。<br>ご指摘の就労継続支援Ａ型に係る利用者への支給決定においては、暫定支給決定を行い、当該利用者の就労状況を評価し、引き続き当該事業所での就労が可能かを見極め正式な支給決定を行う仕組みとなっていますが、本市においては暫定支給決定期間を含めた形で支給決定を行っております。また、当該事業所の利用者への就労に係る事前評価と解雇がないことの証明書の提出がある場合は、暫定支給決定を行わず正式な支給決定を行う取り扱いとなっています。また、当該サービスの支給決定に当たっては現在、約6割が特定相談支援事業所が作成するサービス利用計画案に基づいておりますが、その比率を高めるなど、利用者の就労状況を定期的にモニタリングすることによって、「その人に応じた就労となるような支援」を行ってまいります。                                                                                                                                                                            |
|   | (5) | 放課後等デイサービス<br>年々ニーズが増え、事業所の数も増えています。その反面、事業を廃止するため子どもたちの次の行き先を探している事業所もあります。子どもたちが年齢、障害などに応じた適切な支援を集団の中で受けられるよう市として整備を進めてください。                                                                                                                                                           | 市内における放課後等デイサービス事業所数は増加を続けており、平成30年1月現在、17事業所となり、3月にも新たな事業所の開設が予定されています。当該サービスの運営に関しては、前述の「ガイドライン」に沿った適切な運営が求められていますが、多様な事業所の参入により「競争の原理」が働き不適切な事業所が淘汰されていくことも想定された制度です。しかしながら、事業所の乱立による過度な競争により、運営自体が困難な状況となる事業所を多数つくりだすこともあってはならないことです。また、児童福祉法の改正により平成30年度から通所支援事業の指定に係る「総量規制」が導入されることになっており、近隣市とともに作成する第1期障害児福祉計画における当該サービスの見込量を指標とした新たな事業所指定に係る判断も市町村に問われてきます。こうした新たな問題も考慮しながら、必要な事業所の整備を図ってまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|   | (6) | スポーツ・文化活動の推進<br>西浦の市民プールを存続してください。近くにあり今後利用したいと思っていたところ、なくなると聞きました。新しく作るのなら市内に２ヶ所あってもいいと思います。より行きやすい距離にあれば誰もが利用できて、人と人をつなぐ交流の場としての効果の発揮、障害のある方の自立と社会参加の促進につながると思います。                                                                                                                     | 市立市民プール（西浦地域）の老朽化に伴う全面改修は予定されておらず、それに代わり中央スポーツ公園（伊賀地域）を拡張し新たにプールを建設することになっております。身近にプールなどの施設があれば、障害のある方の自立と社会参加の促進につながるご指摘は、貴重なご意見として受け止めさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|   | (7) | 安全・安心のまちづくり<br>駒ヶ谷駅が無人化になりました。障害福祉サービス事業所へ電車で通所している方もおり、地域的に高齢者も多く住んでおられます。近くには高校や公園もありイベントなどで利用する乗客も多いと思います。<br>私自身、自動改札を出られずにインターフォンで指示を受けたことがあります。聞くだけの説明では理解するのが難しく中々駅から出られなかった経験があります。障害のある人や高齢の方ならなおさら困ると思います。<br>事故が起こっても緊急の対応もできないと思います。<br>駒ヶ谷駅を安全、安心に利用できるよう、有人化を近鉄に働きかけてください。 | 駒ヶ谷駅は平成25年12月に無人化され、近鉄では、乗降客の安全確保のため、ホームには非常通報装置を設置し、また古市駅から常時映像によるホームや駅改札口の遠隔監視を行うなどの対応を行っていますが、「事故が起こっても緊急の対応ができない」とのご指摘は当然であり、本市としても近鉄本社を訪れ、駅員の配置がない駅に対するさらなる安全対策と駅員の再配置について要望しているところです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |